

上古漢語における指示語「彼」の他称詞としての用法

西山, 猛

九州大学言語文化部 : 助教授 : 古代漢語文法、近世漢語文法、日中対照言語学

<https://hdl.handle.net/2324/15044>

出版情報 : 九州中国学会報. 34, pp.1-11, 1996-05. The Sinological Society of Kyushu
バージョン :
権利関係 :



上古漢語における指示詞「彼」の 他称詞としての用法

西 山 猛

0. 議論の前提として

筆者は上古漢語の指示・人称表現を研究テーマにして調査を続けている。以前、拙文「上古漢語における指示認識の構造」において、『孟子』から語料を求め指示詞の体系を考察した際、その構造は現代漢語や英語の二分指示⁽¹⁾とは違い、日本語や朝鮮語（以下「日朝語」と省略）と同じく三分指示であることを論証した。その際、上古漢語は語用論的にはなお種々の討論の余地があることを示唆した。

その後研究テーマは人称代名詞の体系の方に移り、拙文「上古漢語第一人稱代詞『予』的出現条件問題」、‘On the Differences of the Usages of First-Person Pronouns between the Chuci and Other Texts in Classical Chinese’において『論語』・『楚辭』の第一人稱代名詞を調査した。その時、上古漢語を研究する際には、鈴木孝夫氏が『ことばと文化』⁽²⁾の中でいう『人称詞』⁽³⁾というとならなければならないかと思われた。

またその後呂叔湘氏『中国文法要略』⁽⁴⁾牛島徳次氏「古代漢語の人称と称呼」⁽⁵⁾等の諸論によって、上述の観点からの考察を深めていくこととなった。

この小論は以上の考えをもとに書かれたものである。以下にこの論のもととなる「人称代名詞」・「人称詞」を定義しておきたい。

「人称代名詞」とは名詞の代わりとして、繰り返しを避けるために用いられる。人や物を表わすものである。形態論的レベルの用語である（なお「指示詞」は同じく繰り返しを避けるため人や物を直接指し示すものである）。

「人称詞」とは人間を指す言葉である。名詞や人称代名詞・指示詞（の一部）

を含む。語用論的レベルの用語である。「第一人称」を指すものを「自称詞」、
「第二人称」を指すものを「対称詞」、「第三人称」を指すものを「他称詞」とす
る。

なお「第一人称」等は指示される人間である指示対称そのものを意味する。

1. 緒 論

現代漢語の用法において、ある学生が、目上であるその先生を言及する際、
以下の例文は、第三人称代名詞「他」の指示対象である第三者自身がその場に
いなければ語用論的に完全に適格である。⁽⁶⁾

他 在 北京大学 教 漢語。

ところがこの例文を、日朝語において対応する例文を考えると、直訳で
は「カレ」等となってしまう、ごく客観的な文章中の紹介等で用いられる以外
では、不適格となってしまう。

このように日朝語においては、第三人称に対してはもともと指示詞である
「カレ」等が用いられるが、その用法には制限がある。

今回上古漢語研究において標準的な語料を求める際に一般に用いられる⁽⁷⁾『孟
子』について上述の観点から調査を行った。

その結果、上古漢語は日朝語と同じように、指示詞である「彼」が語用論的
に他称詞として用いられている、ということがわかった。

そしてその用法にも同じく、尊敬する人物に言及する際には決して用いられ
ないということもわかった。また日朝語と異なる用法も認められた。

今回はそのことについて述べたいと思う。

2. これまでの研究

これまでの研究によって論証された上古漢語、特に『孟子』の人称代名詞の

体系をまとめると以下のようになる。⁽⁸⁾

第一人称	第二人称
吾・我・予	女・爾

このように人称代名詞には第一人称・第二人称代名詞は認められるが、真の意味での第三人称代名詞はないとされている。⁽⁹⁾

では実際に第三人称そのものをどうやって表わすのかを考えてみると、上古漢語では名詞等を用いて他称詞としている場合が多い。

名詞を用いた人称詞については別稿に譲ることにして、本論文で考察しようとするものはすなわち指示詞を用いた他称詞についてである。

例えば日朝語では「カレ」等の指示詞を用いて他称詞としている。それと同じ様に上古漢語でも遠称指示詞の「彼」が他称詞として用いられるのである。上古漢語における指示詞の体系をまとめると以下の通りになる。⁽¹⁰⁾

近称	中称	遠称
此	是	彼／夫 ⁽¹¹⁾

次章ではこの事象の具体例を示し一つ一つ検証してみることにした。

3. 指示詞「彼」の用いられかた

実際に『孟子』に用いられた「彼」の例は37例である。そのうちまず通時的差違が認められると考えられたのは以下の8例である。

1. 曾西艴然不悦曰：……管仲得君，如彼其專也。（公孫丑上3・1）

(管仲は君主の信任を、あのように独占していた。)

2. 曾西_レ艴然不悦曰：……行乎國政，如_レ彼其久也。(公孫丑上 3・1)

(国政を行うのが、あのように長期であった。)

3. 曾西_レ艴然不悦曰：……功烈，如_レ彼其卑也。(公孫丑上 3・1)

(その功績は、あのように卑しいものであった。)

4. 『詩』云：……徹_レ彼桑土，綢繆_レ牖戸。(公孫丑上 3・4)

(あの桑の根をとってきて、戸口を繕おう。)

5. 曾子曰：……彼_レ以其富，我以吾仁。(公孫丑下 4・2)

(かれら [晉と楚] がその富を誇るなら、我々には仁が有る。)

6. 曾子曰：……彼_レ以其爵，我以吾義。(公孫丑下 4・2)

(かれら [晉と楚] がその爵位を誇るなら、我々には義が有る。)

7. 成颯_レ謂齊景公曰：彼，丈夫也。我，丈夫也。(滕文公上 5・1)

(あいつが一人前の男なら、私も一人前の男です。)

8. 成颯_レ謂齊景公曰：……吾何畏_レ彼哉？(滕文公上 5・1)

(私がどうしてあの男を恐れましょうか。)

1・2・3の例は孔子の門人曾参の息子の曾西の言葉、4は『詩經』邶風鴟鵂の一節、5・6の例は曾参の言葉、7・8は春秋期の齊景公の家臣成颯の言葉である。この8例は孟軻と同時代のものではないので、データには含めない。

次に指示詞限定語として用いられた例が1例だけある。以下の例である。

9. 豈得暴_レ彼民哉？(萬章上 9・2)

(象はどうしてその人達を苦しめることができようか？)

「彼」は太古漢語の例えば『詩經』等では指示詞限定語として用いられることは一般的であるが、『孟子』を含む上古漢語では、遠称指示詞の限定語としては

「彼」が使われることは稀で、一般には「夫」が用いられる（なお『史記』以降ではこの区別は混用される傾向にある）。9の例は虞舜とその弟の象に関する対話である。この例文は元来基づく典籍があってそれを孟軻が引用したものであると判断し、データには含めない。⁽¹²⁾

それから「彼」を人間以外を指し示すもの、すなわち人称詞以外で用いたものが10例ある。以下がそれである。

10. 言舉斯心加諸彼而已。（梁惠王上1・7）

（こちらの心をあちらに加えよ、ということをしているのです。）

11. 彼一時，此一時也。（公孫丑下4・13）

（あれ〔あの時〕はあの時、今は今である。）

12. 彼有取爾也。（滕文公上5・5）

（あれ〔あの言葉〕はたとえることがあってそう言ったのである。）

13. 所敬在此，所長在彼。（告子上11・5）

（敬意を払うのはこちらの方で、目上とみなすのはあちらの方なのですね。）

14. 然則彼皆非與？（告子上11・6）

（それならばそれら〔の意見〕はみな誤りなのですか。）

15. 牛羊又從而牧之，是以若彼濯濯也。（告子上11・8）

（牛や羊を放牧したので、あのようにつるつるになってしまったのである。）

16. 徒取諸彼以與此，然且仁者不爲。（告子下12・8）

（ただあちらからとりあげてこちらに与えるということさえ、仁者はないものです。）

17. 而王子若彼者，其居使之然也。（盡心上13・36）

(それなのに王子があのようなのは、その居る場所がそうしからしめ
ているのである。)

18. 何不使彼爲可幾及而日孳孳也。(盡心上 13・41)

(どうしてそれ[道のレベル]をついていける所までにして、日々努力でき
るようになさらないのですか。)

19. 彼善於此，則有之矣。(盡心下 14・2)

(あちらの方がこちらよりも善いということなら有る。)

14・18は「それ(ら)」、11・12は「あれ」、10・13・16・19は「あちら」、15・
17は「あの(ように)」といったように、すべて人間以外を指し示すものであ
る。

*

さて以下に述べるものが、「人称詞」として用いられた遠称指示詞の「彼」の
18例である。

ここで例文を見る前に、まずことさらに強調しておかなければならないこと
は、「人称詞」として用いられる「彼」は、18例とも決して尊敬する目上の人物
に用いられていないということである。虞舜や孔丘に言及する際には決して
「彼」は用いられていない。今回の結論の一つはこれである。

また今回の調査で「人称詞」として用いられる「彼」には、厳密な区別とは
言いがたいが、二種の傾向があることがわかった。

まずは第三人称をごく客観的に中立的な立場で指示するもので、日朝語の
「カレ」等に相当する。以下の10例がそれである。

20. 彼然而伐之也。(公孫丑下 4・8)

(カレ[沈同]はそこで燕を伐ったのである。)

21. 彼如曰：孰可以伐之，……(公孫丑下 4・8)

(カレ〔沈同〕がもし誰が伐ったらよいか、と言ったら……)

22. 彼所謂豪傑之士也。(滕文公上5・4)

(カレ〔陳良〕はいわゆる優れた人物である。)

23. 彼身織履，妻辟纁以易之也。(滕文公下6・10)

(カレ〔陳仲子〕はみずから靴を織り、妻は麻をつむいで必要なものと交換しています。)

24. 彼以愛兄之道來。(萬章上9・2)

(カレ〔象〕は兄を愛する態度でやって来たのである。)

25. 彼長而我長之，非有長於我也。(告子上11・4)

(カレが年長であるから自分がその人を目上であるとみなすのであって、年長ということが自分の中に有るわけではない。)

26. 猶彼白而我白之。(告子上11・4)

(それはちょうど、カレが色が白いから自分がその人を白いとみなすようなものである。)

27. 彼將曰：敬叔父。(告子上11・5)

(カレ〔季子〕は、叔父さんを敬うと言うであろう。)

28. 彼將曰：敬弟。(告子上11・5)

(カレ〔季子〕は、弟を敬うと言うであろう。)

29. 彼將曰：在位故也。(告子上11・5)

(カレ〔季子〕は、地位によるのだと言うであろう。)

これらの例は名詞の代わりとして、繰り返しを避けるために用いられており、人称代名詞とほぼ同様の機能を示している。特に25・26では前文に指示するものを持たず、まさに議論中に架空の人物を設定する働きをしており、指示

詞本来の機能を失って、第三人称代名詞に極めて近い機能を有していると言っ
てよいであろう。

次に挙げる 8 例は基本的には上掲の 10 例と同じであるが、前後関係などを
よく考えてみると、これらは中立的な表現ではなく、その指示対象をさげすん
で指示していると感じられる。⁽¹³⁾以下の 8 例がそれである。

30. 彼奪其民時，使不得耕耨以養其父母，（梁惠王上 1・5）

（カレら〔齊・秦・楚〕は農繁期に人民に力役を課し、農耕をして父母を養
うことができないようにしています。）

31. 彼陷溺其民，王往而征之，夫誰與王敵？（梁惠王上 1・5）

（カレら〔齊・秦・楚〕が人民に対して虐政を行っている時、王様が征伐し
に行かれたら、いったい誰が王様と敵対することができようか。）

32. 彼惡知之！（梁惠王上 1・7）

（カレら〔下々の者〕にどうしてそのことがわかりましょう。）

33. 彼惡敢當我哉！（梁惠王下 2・3）

（あいつ〔敵〕がどうしてあえて私に対することなどできようか。）

34. 君如彼何哉！（梁惠王下 2・14）

（君主様がカレら〔齊国〕をどうすることができましょう。）

35. 如枉道而從彼何也！（滕文公下 6・1）

（道をまげてカレら〔諸侯〕に従うことなどできようか。）

36. 在彼者皆我所不爲也。（盡心下 14・34）

（カレら〔大人（金持ち）〕に有るものは全て私のしようと思わないものば
かりである。）

37. 吾何畏彼哉！（盡心下 14・34）

（私がどうしてカレら〔大人（金持ち）〕恐れたりしようか。）

これらの例の指示対象はすべてさげすみの気持ちを伴って指示されており、日本語では「あいつ(ら)」とでも訳すべきものである。これが今回の結論のもう一つである。

4. 結 論

今回指示詞「彼」が日朝語と同じく、他称詞として用いられているという事を指摘し、その例を以上で検討してみた。

その用法は基本的には日朝語と同じく、目上のものには使えないという制限がある。また上古漢語には、日朝語のように第三人称をきわめて客観的に中立的な立場で指示するものの他に、指示する対象をさげすんで指示する用法があることもわかった。

以上のことを踏まえてもう一度例文を検討してみると、一見中立的に見える例文においても、いくらかさげすみの気持ちがにじみでていることがわかる。例えば以下の例を見ていただきたい。

吾聞用夏變夷者，未聞變於夷者也。陳良楚產也，悅周公、仲尼之道，北學於中國。北方之學者，未能或之先也。彼所謂豪傑之士也。子之兄弟，事之數十年，師死而遂倍之。……今也南蠻駮舌之人，非先王之道。子倍子之師而學之，亦異於曾子矣。吾聞出於幽谷遷于喬木者，未聞下喬木而入於幽谷者。(滕文公上5・4)

(私は中国文化が野蛮な風俗を感化させたということは聞いたことがあるが、野蛮な風俗に中国の者が感化されたということは聞いたことがない。陳良は野蛮な楚の国で取れたものではあるけれども、周公や仲尼の道を好み、はるばる北の中国までその勉強に來た。北方の学者でさえ、彼に先んじることはできないくらいになった。あの男こそいわゆる豪傑の士といふべき人物である。君ら兄弟は、彼に数十年も師事してきたのに、先生が死ぬとなんと背いて「許行というものについて」しまった。……今南方の

野蛮なモズのさえずるような「言葉を話す楚の許行という」ものが、先王の道を非としている。君は自分の師に背いてそれに学ぶとは、曾子とまったく違うではないか。私はうす暗い谷間から出て高い木に遷るものは聞いたことがあるが、高い木を降りてうす暗い谷間に入ったものは聞いたことがない。）

孟軻は異端邪説に手厳しい批判を加える人物であるが、南方の楚の国に対しても根強い偏見を持っており、たびたび差別発言を繰り返している。ここでは「楚の国で取れた」陳良を「彼所謂豪傑之士也」と褒めてはいるものの、これは括弧づきの賞賛であって、決して虞舜や孔丘を賞賛する時のそれとは違う。よってここの「彼」も「カレ」というよりは「あの男」とでも訳すべき言葉なのである。

最初にも述べた通り、語用論的立場に立てば、上古漢語には現代漢語よりも、日朝語に類似する現象が多々見られる。統語論的には上古漢語は現代漢語と類似することと考えあわせると極めて興味深い。

(1996年1月)

注

- (1) 『中国語学』第236号（日本中国語学会、pp.42-52, 1989年）に掲載。
- (2) 『中国文学論集』第21号（九州大学中国文学会、pp.106-117, 1992年）、『第一屆國際先秦漢語語法研討會論文集』（中国湖南岳麓書社、pp.364-382, 1994年）にそれぞれ掲載。
- (3) 岩波新書, 209pp., 1973年。
- (4) 商務印書館1982年本, 463pp., 1942-44年。
- (5) 『中国語学』（日本中国語学会）第151号 pp.3-18., 1965年。
- (6) この問題については、木村英樹氏「漢語第三人称代詞敬語制約現象的考察」（『中国語文』5期 pp.344-354, 1990年）において詳しく論じられている。
- (7) 例えば R. H. Gassmann “Das Grammatische Morphem Ye - eine Untersuchung seiner syntaktischen Funktion im Menzies - ” (Verlag Peter Lang AG, 161pp., 1980.)、崔立斌「『孟子』的述賓結構」（北京大学中文系『語言学論叢』商務印書館第十七輯 pp.187-221., 1992.）等がそうである。

- (8) 第一人称代名詞については前掲の拙文「上古漢語第一人稱代詞『予』的出現條件問題」、第二人称代名詞については太田辰夫氏『古典中国語文法（修訂本）』（汲古書院, 199pp., 1984 年）を参考にした。
- (9) このことは郭錫良氏「漢語第三人称代詞的期限和發展」（北京大学中文系『語言学論叢』商務印書館、第六輯 pp.64-93. 1980 年）、Lü, Shuxiang 'The Third Person Pronouns and Related Matters in Classical and Modern Chinese' (1940)（呂叔湘『漢語語法論文集（修訂本）』商務印書館 1984 年本 pp.38-57.）において詳しく論じられている。また「其」・「之」は、W. Dobson "A Dictionary of the Chinese Particles" (University of Toronto Press, 907pp., 1974.) のいう「代替代名詞」(anaphoric pronoun) であり、人称とは関連性のないものである。
- (10) 前掲の拙文「上古漢語における指示認識の構造」を参照。
- (11) 「夫」は限定語としてのみ用いられる。
- (12) 例文 9 が収められている対話中、明らかに他の典籍から引用されたと思われる舜と象の言葉が収録されている。以下がそれである。

象曰：謨蓋都君，咸我績。牛羊父母，倉廩父母，干戈朕，琴朕，篳朕，二嫂使治朕棲。

（兄を殺害することを謀ったことは、すべて私の手柄だ。牛や羊は両親のもの、米倉も両親のもの、武器は私のもの、琴も私のもの、弓も私のもの、義姉さん二人は私の夜のつとめをさせることにしよう。）

象曰：鬱陶，思君爾。

（ああうれしい、兄さんのことを思っていたのです。）

舜曰：惟茲臣庶，汝其于予治。

（この臣下たちを、お前は私のために治めるのだ。）

これらの言葉は、上古漢語以前の太古漢語の文法体系を反映しているのである。このことから、例文 9 が他の書籍から引用された可能性が高いと思われる。

- (13) このように「彼」に感情的な色彩があることについては既に王力氏『漢語史稿（修訂本中冊）』（中華書局、492pp. 1980 年）p.265 に指摘がある。